

大分県報

平成三十年
第三〇四七号
十二月二十五日

（火曜日）

目次

議 会 規 則

告 示

大分県議会議員記着用規則の一部改正	一
生活保護法等による介護機関の指定	二
生活保護法等による指定介護機関の所在地変更	二
生活保護法等による指定介護機関の再開	二
生活保護法等による指定介護機関の廃止	二
指定居宅サービス事業者の指定の取消し	三
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請	三
道路区域の変更	四
都市計画事業の認可	四
大分海区漁業調整委員会告示	五
寶石さんごの採捕禁止	五
公 告	五
二級建築士の処分	五
二級建築士事務所の処分	六
○議 会 規 則	
大分県議会議員記着用規則の一部を改正する規則をここに公布する。	
平成三十年十二月二十五日	
大分県議会議長 井 上 伸 史	
大分県議会規則第一号	

大分県議会議員記着用規則の一部を改正する規則

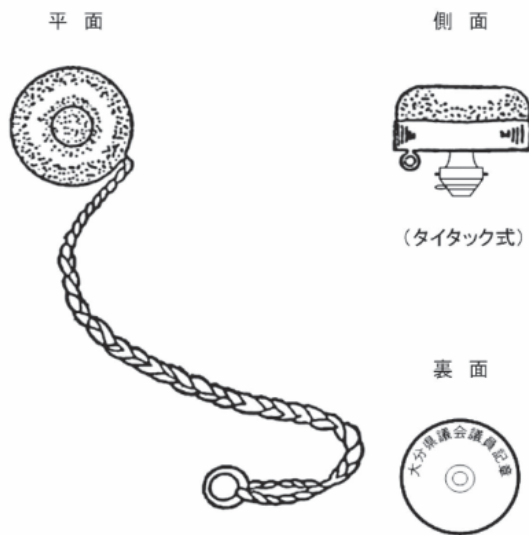
大分県議会議員記着用規則（昭和二十六年大分県議会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「大分県議会議員は其の」を「大分県議会議員（以下「議員」という。）はその」に、「為」を「ため」に、「依る」を「よる」に、「議員記章と称する」を「議員記章」という」に改める。

第四条中「議員記章」を「議員は、議員記章」に、「貸与又は譲渡することはできない」を「貸与し、又は譲渡してはならない」に改める。

第五条中「議員記章を亡失或は」を「議員が議員記章を紛失し、又は」に改め、「は、」の下に「議長に」を加え、「附して再交付方」を「付して再交付」に、「再交付をするときはその実費を」を「この場合において、再交付に係る実費は当該議員が」に改める。

別記の大分県議会議員記章様式を次のように改める。
大分県議会議員記章様式



別記第三号中「台皿及び裏笠」を「及び台皿」に、「（ネジ部位を除く。）を用い、表面に純金めつきを施す」を「とする」に改め、同第四号中「裏笠」を「台皿」に、「刻印する」を「刻印し、留め具はタイタック式とする」に改め、同第五号中「裏笠」

直径 十九ミリメートル を削る。

中径 七・五ミリメートル」
附則

この規則は、平成三十一年一月一日から施行する。

○告 示

大分県告示第七百十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）に規定する介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成、介護予防福祉用具又は介護予防・日常生活支援の給付を担当させる機関として、次の介護機関を指定した。

平成三十年十二月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日
介護支援センターやわらぎ	津久見市大字上青江四八六番地	株式会社太陽	津久見市大字上青江四八六番地	居宅介護支援	平三〇・九・一

大分県告示第七百十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関からその所在地の変更があった旨届出があった。

平成三十年十二月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

介護機関の所在地		介護機関の名称		変更年月日
変更前	別府市上人本町一番一五号	変更後	別府市大字鶴見三〇四三番地六	介護保険サービスセンタースマイル
				平二八・一二・一五

大分県告示第七百十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関からサービスを再開した旨届出があった。

平成三十年十二月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	再開サービスの種類	再開年月日
輔仁薬局新別府前店	別府市鶴見八組クレベール凌雲台一F	有限会社輔仁薬局	大分市大字森町四四一番地の一	居宅療養管理指導	平二九・一二・一

大分県告示第七百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定介護機関からサービスを廃止した旨届出があった。

平成三十年十二月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

介護機関の名称	所在地	開設者	主たる事務所の所在地	廃止サービスの種類	廃止年月日

セントケア 佐伯	佐伯市長島町 一―一七―一 三	セントケア 九州株式会 社	熊本県熊本 市中央区十 禅寺一丁目 三番一号	訪問介護、介護 予防訪問介護	平二九・九・三〇	<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>一 処分をした年月日 平成三十年十二月二十一日</p> <p>二 処分を受けた事業者の名称等</p> <p>事業者の名称 主たる事務所の所在地 事業所の名称 事業所の所在地 サービスの種類</p> <p>株式会社やのた 佐伯市弥生大字門田百 番匠のひかりへ 佐伯市弥生大字門田百 七十三番地一 ルパー事業所 七十三番地一</p> <p>訪問介護</p>
中央薬局	別府市駅前町 二―二九	有限会社大 信興産	別府市中央 町八―一九	居宅療養管理指 導、介護予防居 宅療養管理指導	平二九・一二・三二	
訪問介護事 業所ケア ・ホープ	別府市鶴見七 組―三日小田 アパート一F	有限会社ケ ア・ホ ープ	別府市鶴見 七組―三日 小田アパ ート一F	訪問介護、介護 予防訪問介護	平二九・一二・三二	
医療法人杏 林会村上訪 問看護ステ ーション	中津市諸町一 七九九番地	医療法人杏 林会	中津市諸町 一七九九番 地	訪問看護、介護 予防訪問看護	平三〇・三・三二	
白梅の花居 宅介護支援 センター	別府市大字浜 脇二九―二	特定非営利 活動法人青 山白梅会	別府市中島 町一―番二 五号	居宅介護支援	平三〇・四・八	
安部第一医 院	別府市上野口 町三―四〇	医療法人安 部第一医院	別府市上野 口町三―四 〇	介護療養型医療 施設	平三〇・五・三一	
ホームヘル パーステー ションさか もと	別府市荘園町 六一―三	有限会社さ かもと	別府市荘園 町六一―三	訪問介護、介護 予防訪問介護	平三〇・一〇・三一	

大分県告示第七百十八号
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次の事業者について指定居宅サービス事業者の指定を取り消した。
平成三十年十二月二十五日

平成三十年十二月二十五日

大分県報（告示）

種 能	洗淨施設	力	〇・〇五 ^m
		力	〇・〇五 ^m
工事着手予定年月日	平成三一・二・八		
工事完成予定年月日	平成三一・二・二八		
使用開始予定年月日	平成三一・二・二八		
使用時間間隔	間欠		
一日当たりの使用時間	八時間		
使用の季節的変動	なし		
汚水等の一日当たりの量	単位 m ³ /日	通常の値 〇・〇五	最大の値 〇・〇六
汚水の項目	項目	通常の値	最大の値
水素イオン濃度	mg/l	六〇	六〇
生物化学的酸素要求量	mg/l	一〇〇	一〇〇
浮遊物質	mg/l	六〇	八〇
窒素含有量	mg/l	五	七
りん含有量	mg/l	三	五
汚水等の状態の値			
4 汚水等の処理の方法	設置される特定施設から排出される汚水は、全て公共下水道へ放流する。		
5 排出水の量及び汚染状態の値	排水口A		
排水口名	排水口A		
一日当たりの排出水量	単位 m ³ /日	通常の値 二三五・二	最大の値 三〇八・七
項目	項目	通常の値	最大の値
項目	項目	通常の値	最大の値

汚水等の状態の値	水素イオン濃度	mg/l	六・一〜六・五
		mg/l	六・一〜六・五
生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	mg/l	一・二五
		mg/l	三
浮遊物質	窒素含有量	mg/l	〇
		mg/l	一・六二五
りん含有量	その他参考となるべき事項	mg/l	〇・六二五
		み	公共用水域への排出は逆浸透膜設備の濃縮排水の

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所	縦覧期間 平成三十年十二月二十五日から平成三十一年一月十五日まで
縦覧場所	大分県生活環境部環境保全課及び由布市役所
大分県告示第七百二十号	道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。 その関係図面は、平成三十年十二月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。 平成三十年十二月二十五日
道路の種類及び路線名	香線 県道別府山
区間	別府市大字鶴見字横土井三九四九番三から 別府市大字鶴見字中野四九一番一三 地先まで
区域変更前後別	前 後
敷地の幅員	メートル 三〇・〇 〜七・五
延長	メートル 一、二八六・〇
大分県知事	廣瀬 貞

大分県告示第七百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成三十年十二月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 施行者の名称

日田市

二 都市計画事業の種類及び名称

日田都市計画道路事業

三・五・十四号 友田徳瀬線

三 事業施行期間

平成三十年十二月二十五日から

平成三十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

大分県日田市大字十二町字庄屋町及び字郷四郎

2 使用の部分

なし

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、大分海区における宝石さんごの採捕を禁止する。

ただし、大分海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

平成三十年十二月二十五日

大分海区漁業調整委員会会長 内 田 健

(定義)

一 この指示において「宝石さんご」とは、アカサング、モモイロサング及びシロサングの生体及び死骸をいう。

(禁止区域)

二 大分県海域

(承認の対象者)

三 承認の対象となる者は、宝石さんごに係る試験研究を実施しようとする者とする。

(承認証の交付)

四 大分海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付する。

(承認証の携帯義務)

五 承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときには、四の承認証を携帯しなければならない。

(承認の制限、条件の変更又は採捕の停止)

六 委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができる。

(承認の取消)

七 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

(譲渡又は販売の禁止)

八 承認を受けた者は、採捕した宝石さんごを譲渡又は販売してはならない。

(意図しない混獲等による宝石さんごの所持又は販売の禁止)

九 承認を受けないで採捕した宝石さんごの所持又は販売をしてはならない。

(採捕報告書の提出)

十 承認を受けた者は、採捕の結果について採捕期間終了後一月以内に委員会に報告しなければならない。

(取扱要領)

十一 この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

(指示の有効期間)

十二 この指示の有効期間は、平成三十一年一月一日から同年十二月三十一日までとする。

○公 告

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第十条第一項の規定により、次のとおり処分した。

平成三十年十二月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 処分をした年月日

平成三十年十二月十四日

二 被処分者

1 氏 名 藤 野 博 史

2 二級建築士、木造建築士の別 二級建築士

3 登録番号 大分県知事登録第六六七二号

三 処分の内容

建築士法第十条第一項に基づく業務停止（平成三十一年一月一日から同年三月三十一日までの三月間）

四 処分の原因となった事実

二級建築士であり、かつ、CLS設計室の開設者である藤野博史は、建築設計の依頼者に対し、設計受託契約を締結しようとする際、管理建築士その他の建築士をして設計受託契約の内容及びその履行に関する事項についてこれらの事項を記載した書面を交付して説明させなければならなかったが、これを怠った。また、設計受託契約を締結した際、必要な事項を記載した書面を交付しなかった。

このことは、建築士法第十条第一項第一号に該当し、さらに、被処分者は、平成二十四年九月十三日指令建住第三号により文書注意処分を受けている。

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定により、次のとおり処分した。

平成三十年十二月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 処分をした年月日

平成三十年十二月十四日

二 被処分者

1 名 称 CLS設計室

2 所 在 地 大分県由布市湯布院町川北五百八十六番地四

3 開設者の氏名 藤 野 博 史

4 一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別 二級建築士事務所

5 登録番号 大分県知事登録第一六R―二三九二一―号

三 処分の内容

建築士法第二十六条第二項に基づく建築士事務所の閉鎖（平成三十一年一月一日から同年三月三十一日までの三月間）

四 処分の原因となった事実

CLS設計室の開設者である藤野博史は、建築設計の依頼者に対し、設計受託契約を締結しようとする際、管理建築士その他の建築士をして設計受託契約の内容及びその履行に関する事項についてこれらの事項を記載した書面を交付して説明させなければならなかったが、これを怠った。また、設計受託契約を締結した際、必要な事項を記載した書面を交付しなかった。

このことは、建築士法第二十六条第二項第一号に該当し、さらに、被処分者は、平成二十四年九月十三日指令建住第二号により文書注意処分を受けている。